

ご相談は飯田信用金庫へ

新しい税制優遇制度

NISA

愛称:ニーサ

平成26年1月より スタートします!

平成25年12月末で現行の証券優遇制度が終了となります。それに伴い**平成26年1月**より株式投資信託等の譲渡所得・配当所得に対する「**少額投資非課税制度**〈愛称:NISA(ニーサ)〉」が始まります。

NISA(少額投資非課税制度)のポイント

平成25年12月31日まで

平成26年1月1日から

一般口座 / 特定口座



譲渡所得・配当所得
に対する税率

10.147%

NISA口座を開設し
保有した場合の税率は

0%です

譲渡所得・配当所得
に対する税率

20.315%

NISA口座

譲渡所得・配当所得
に対する税率

0%

1 株式投資信託等の**譲渡所得・配当所得が非課税**

2 **毎年100万円**の非課税投資枠

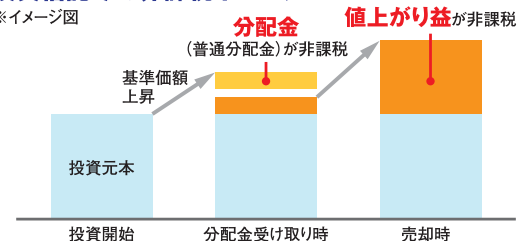
3 非課税期間は**最長で5年間**

4 非課税投資枠は**最大500万円**

5 対象は**日本国内に居住する20歳以上の方**

投資信託での非課税イメージ

※イメージ図

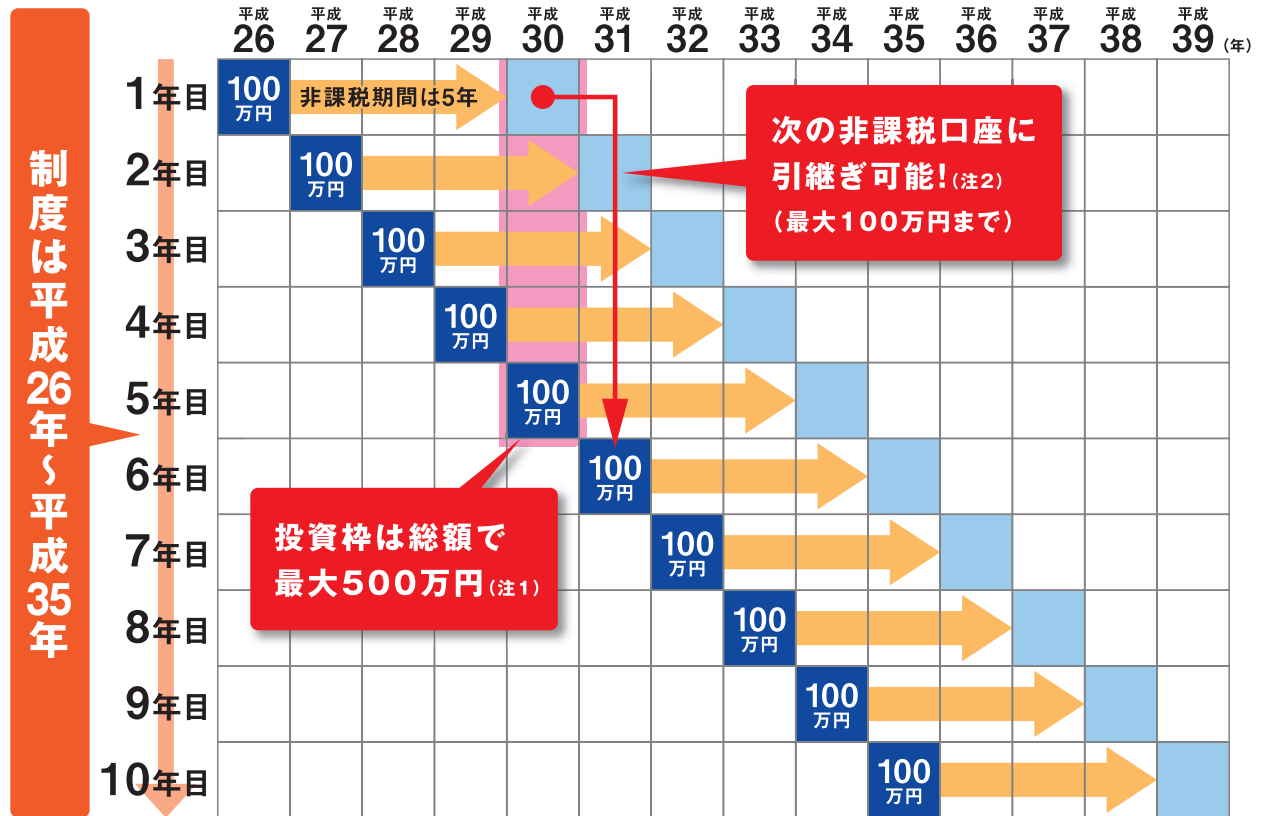


詳細は裏面をご覧ください →

制度概要

※株式投資信託等の譲渡所得(値上がり益)、配当所得(普通分配金)が非課税となります。

※制度は平成35年までの10年間で、毎年最大100万円を非課税で投資できます。非課税期間は5年間で、これにより500万円まで非課税で投資することができます。(注1)なお、非課税期間の5年間終了後は、次の非課税口座に最大100万円まで、株式投資信託等を引き継ぐことが可能です。(注2)



※平成25年4月1日現在の情報です。制度内容は変更になる可能性があります。

口座開設までの流れ 4つのステップ

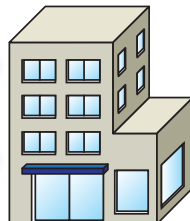
口座を開設できるのは、1人1口座だけです。そのため、口座が重複しないように申し込みを受けた金融機関は、他社で口座が開設されていないことを所轄税務署に確認します。



お客様

① 口座開設申込

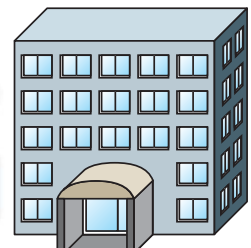
④ 開設手続き



飯田信用金庫

② 税務署に確認

③ 確認書交付



所轄税務署

■ご注意事項 投資信託は元本の保証がなく、組入有価証券の値動きにより価格が変動し、投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身にご負担いただきます。

●商号等: 飯田信用金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第252号

●加入協会: なし